

平成 30 年 11 月 15 日に議決された「議案第 110 号 訴えの提起について」
に関し、地方自治法第 98 条第 1 項に基づく報告を求める要請決議

城間幹子市長は、平成 30 年 11 月 14 日、換地処分取消請求事件について控訴の提起をするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める議案を提出し、那覇市議会では、翌日、11 月 15 日に「議案第 110 号 訴えの提起について」を賛成多数で同意し、附帯決議を全会一致で可決した。

しかし、令和元年 7 月 30 日の議会運営委員会において、前回議決された訴えの提起は、行政事件訴訟法第 3 条第 2 項の「処分の取消しの訴え」に該当する事案であり、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の議決対象から除外されていたため不要な議案だった、との報告があった。

本市議会は、平成 30 年 11 月 14 日に市長の招集により 11 月臨時会を開催し、議決対象となっていない不要な議案を審議し、附帯決議まで付した議案で、本市議会としては看過できない事案である。

市長は、どうしてこのようなことが起こったのか、一連の経緯について市民に対し報告する義務がある。

よって、地方自治法第 98 条第 1 項に基づき、今臨時会において、市長自ら報告することを求める。

以上、決議する。

令和元年（2019 年）8 月 5 日

那 覇 市 議 会

あて先 那 覇 市 長